

共通仕様書（土木工事編Ⅱ）土木工事共通特記仕様書 平成24年10月15日以降

共通仕様書（土木工事編Ⅱ）土木工事共通特記仕様書に一部を次のように改正する。

改正後(平成24年10月15日)	改正前(平成23年10月)
<p>共通仕様書（土木工事編Ⅱ）土木工事共通特記仕様書</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 主任技術者</p> <p>1. 請負者は、契約書第10条第1項に規定する技術者として、当該工事の業種に対応する技術者要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>共通仕様書（土木工事編Ⅱ）土木工事共通特記仕様書</p> <p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 主任技術者</p> <p>1. 請負者は、契約書第10条第1項に規定する技術者として、以下に示す要件を満たす主任技術者を配置しなければならない。</p> <p>(1) 予定価格が8,000万円以上の工事</p> <p>当該工事の業種に対応する技術者要件を満たし、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者でなければならない。</p> <p>(2) 予定価格が8,000万円未満の工事</p> <p>当該工事の業種に対応する技術者要件を満たすものでなければならない。</p>